

# 個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の 平成18年度 税制改正のあらまし

## 【株式等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

### ① 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

- (1) 特定口座に受け入れることができる上場株式等について、次のものが追加されました。
- イ 特定口座内保管上場株式等につき会社法に規定する株式無償割当てにより取得する上場株式等で、その株式無償割当てに係る上場株式等の特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法（以下「保振の方法」といいます。）により行うもの（措令25の10の2⑭六）
  - ロ 特定口座内保管上場株式等につき取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、その上場株式等の特定口座への受入れを、保振の方法により行うもの（措令25の10の2⑭十）
- 《適用時期》  
これらの改正は、会社法の施行日以後に行われる株式無償割当て、請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により受け入れる上場株式等について適用されます。
- (2) 特定口座において特定口座内保管上場株式等及び決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった場合において、その有しないこととなった日以後2年を経過する年の12月31日までの間（以下「届出期間」といいます。）に、その特定口座において上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引等を行わなかったときは、その年の翌年1月1日にその特定口座につき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなして特定口座が廃止されることとされていましたが、届出期間内に一定の事項を記載した特定口座取引継続届出書をその特定口座が開設されている証券業者等の営業所の長に提出したときは、その特定口座の廃止は行わないこととされました（措令25の10の7③④）。
- 《適用時期》  
この改正は、平成18年4月1日以後に特定口座取引継続届出書を提出する場合について適用されます。
- (3) 証券業者等は、居住者等への特定口座年間取引報告書の交付に代えて、居住者等の承諾を得て、その特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました（措法37の11の3⑧本文、措令25の10の10④⑤）。
- ただし、居住者等の請求があるときは、書面により特定口座年間取引報告書を交付しなければならないこととされています（措法37の11の3⑧ただし書き）。
- (注) 確定申告書に添付する特定口座年間取引報告書は、従来どおり書面により交付を受けたものを添付する必要があります。
- 《適用時期》  
この改正は、平成19年1月1日以後に交付する特定口座年間取引報告書について適用されます。

平成18年4月



税務署

この社会あなたの税がいきている

## ② 株式交換等に係る譲渡所得等の特例の創設

- (1) 居住者が、各年において、その有する株式（以下「旧株」といいます。）につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換又は株式移転（株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されなかったものに限り、）によりその株式交換完全親法人又はその株式移転完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式交換完全親法人又はその株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合には、その旧株の譲渡がなかったものとみなすこととされました（所法57の4①②）。

（注） この規定の創設により、旧租税特別措置法第37条の14（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）の規定は廃止することとされました。

### 《適用時期》

この改正は、個人が平成18年10月1日以後に行う株式交換又は株式移転による旧株の譲渡について適用されます。

- (2) 居住者が、各年において、その有する取得請求権付株式等を、その請求権の行使等により譲渡をし、かつ、その対価として、その取得をする法人の株式又は新株予約権の交付を受けた場合には、その取得請求権付株式等の譲渡がなかったものとみなすこととされました（所法57の4③）。

### 《適用時期》

この改正は、会社法の施行日以後に行う所得税法第57条の4第3項各号に定める事由による取得請求権付株式等の譲渡について適用されます。

## ③ 株式等の譲渡に関するその他の改正（会社法の施行による所要の整備）

- (1) 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10）

イ 株式等に係る譲渡所得等の対象となる「株式等」の範囲について、会社法の施行に伴い、所要の規定の整備が行われました（措法37の10②）。

### 《適用時期》

この改正は、会社法の施行日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用されます。

ロ 株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税する金額の範囲等について、会社法の施行等に伴い、所要の規定の整備が行われました（措法37の10③各号）。

### 《適用時期》

この改正は、租税特別措置法第37条の10第3項各号に定める事由が、会社法の施行日以後であるものについて適用されます。

- (2) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11）

会社法の施行により端株制度が廃止されること等に伴い、特例の適用対象となる「上場株式等の譲渡」について、会社法第234条第1項又は第235条第1項の規定等による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売（会社法第234条第2項の規定等による競売以外の方法による売却を含みます。）によるその上場株式等の譲渡が追加されました（措法37の11①七、措令25の9⑩）。

- (注) 1 上場株式等の発行法人が旧商法の端株制度を引き続き継続する場合の旧商法第220条の6第1項の規定に基づいて行う端株の譲渡は、従来と同様、特例の適用対象とされていません(措法37の11①六)。
- 2 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(措法37の14)においても、同様の改正が行われています。

《適用時期》

この改正は、個人が会社法の施行日以後に行う上場株式等の譲渡について適用されます。

## 【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正(主なもの)】

### 4 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の改正

- (1) 次の買換えを適用対象から除外することとされました(措法37①)。
- イ 「低開発地域工業開発地区等及び誘致地区の外から低開発地域工業開発地区等内への買換え」のうち低開発地域工業開発地区に係る措置(表の第9号)
  - ロ 特定農山村地域内の所有権移転等促進計画に定めるところによる買換え(表の旧第16号)
  - ハ 沿道地区計画の区域内の沿道整備権利移転等促進計画に定めるところによる買換え(表の旧第17号)
- (2) 表の第17号(旧第23号)の買換え資産である船舶について、漁船以外のものにあつては、環境への負荷の低減に資する船舶として財務大臣が指定するもの及びその建造後事業の用に供されたことのない船舶に限るものとされました(措令25②)。
- (3) 表の第5号の買換えのうち一定の畜産農業の用に供する土地等の買換えについて買換え資産の限度面積を譲渡資産の面積の30倍とする規定を廃止し、農業の用に供する土地等と同様に10倍とすることとされました(措令25②一)。
- (4) 特例の適用期限が、平成23年12月31日(表の第15号の譲渡資産については、平成18年12月31日)まで延長されました(措法37①)。

《適用時期》

上記(1)~(3)の改正は、平成18年4月1日以後に行う事業用資産の譲渡又は取得する資産、土地等について適用されます。

### 5 特定普通財産と所有隣接土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例の創設

国有財産特別措置法第9条第2項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務局長等による一定の証明がされたもの(以下「特定普通財産」といいます。)に隣接する土地(以下「所有隣接土地等」といいます。)につき、同項の規定によりその所有隣接土地等と特定普通財産との交換をしたときは、取得した交換差金に対応する部分を除き、その所有隣接土地等の交換がなかったものとする特例が創設されました(措法37の9の4)。

(注) この特例は、租税特別措置法第31条の2、第31条の3、第33条、第35条、第36条の2及び第37条の4の規定とは選択適用とされています。

《適用時期》

この改正は、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の施行日以後に行う所有隣接土地等の交換について適用されます。

## ⑥ 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

### (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33）

特例の適用に当たり、土地収用法の事業認定を要しない資産の買取りとして、次のものが追加されました。

イ 社会福祉法人の設置に係る幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項の認定を受けた同項に規定する幼保連携施設をいい、以下同じです。）を構成する幼稚園（その社会福祉法人の設置する保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、以下同じです。）の用に供される建物及びその付属設備と一体的に設置されるものに限ります。）に係る部分（土地収用法第3条第21号関係）

ロ 学校法人の設置に係る幼保連携施設を構成する保育所のうち乳児又は幼児を通じて20人以上を入所させる保育所に係る部分（土地収用法第3条第23号関係）

《適用時期》

これらの改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行日以後に行う租税特別措置法第33条第1項の規定に該当する資産の譲渡について適用されます。

### (2) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律が中心市街地の活性化に関する法律に改組されることに伴い、次の特例について、所要の規定の整備が行われました。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）

ロ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の3）

ハ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の2）

ニ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5）

ホ 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の9の2）

《適用時期》

これらの改正は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行日以後に行う譲渡について適用されます。

このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、税務署又は税務相談室におたずねください。

また、インターネットの国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】では、税金に関する疑問についてお答えするタックスアンサー【<http://www.taxanswer.nta.go.jp>】など、様々な情報等を提供しておりますので、是非ご利用ください。

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用することにより、自宅や事務所等からインターネットを利用して申告や納税などができます。利用に際しては、開始届出書の提出（オンラインで提出できます。）や、電子証明書の取得などの事前準備が必要です。詳しくは e-Tax ホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。